

青森県森林整備作業有資格者指名停止要領運用基準

制 定 平成20年10月 9日青林第639号
 改 正 平成24年 7月 4日青林第321号
 改 正 平成29年 5月 1日青林第132号

青森県森林整備作業有資格者指名停止要領（平成20年10月9日青林第640号。以下「指名停止要領」という。）の運用については、この基準によるものとする。

第1 指名停止の期間の運用

措 置 要 件	適 用 基 準	期 間
(虚偽記載) 1 県の発注する作業の請負契約に係る指名競争入札において、入札参加資格審査申請書その他の入札前の提出資料に虚偽の記載をし、作業の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 文書偽造、事前共謀があるなど、特に悪質と認められる場合 (2) 複数の虚偽の記載があるなど、悪質と認められる場合 (3) その他の場合	6箇月 3箇月 1箇月
(過失による粗雑作業) 2 県と締結した請負契約に係る作業（以下「県発注作業」という。）の施業に当たり、過失により作業を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合 (4) その他の場合	6箇月 3箇月 2箇月 1箇月
3 県内における作業で県発注作業以外のもの（以下「一般作業」という。）の施業に当たり、過失により作業を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	(1) 補修により初期の目的を達成できない場合など、その影響が重大であると認められる場合 (2) 会計検査等の結果、補助金の返還を命ぜられた場合、又は文書による指摘を受けて1割以上の補修を命ぜられた場合 (3) 会計検査等の結果、文書による指摘を受けて1割未満の補修を命ぜられた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(契約違反) 4 第2号に掲げる場合のほか、県発注作業の施業に当たり、契約に違反し、作業の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	(1) 請負人の事由による契約解除 ア 契約に違反し、契約が解除された場合 イ その他の場合 (2) 正当な理由がなく、工期内に作業を完成することができなかった場合 (3) 施工体制台帳等の提出など、必要な報告を怠った場合 (4) 社会保険等未加入業者と一次下請契約を締結した場合 (5) 監督・検査業務の執行を妨害した場合 (6) その他契約書、仕様書等に係る違反 ア 損害を生じさせるなど、その影響が大きい場合 イ その他の場合	12箇月 1箇月 1箇月 1箇月 1箇月 2箇月 1箇月 2週間
(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故) 5 県発注作業の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさ	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合	6箇月 4箇月

せ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	(3) 重傷者を生じさせた場合。 (4) その他負傷者を生じさせた場合 (5) 重大な損害を生じさせた場合 (6) その他損害を生じさせた場合	2箇月 1箇月 2箇月 1箇月
6 一般作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者又は重大な損害を生じさせた場合	3箇月 2箇月 1箇月
(安全管理措置の不適切により生じた作業関係者事故) 7 県発注作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 重傷者を生じさせた場合 (4) その他負傷者を生じさせた場合	4箇月 2箇月 1箇月 2週間
8 一般作業の施業に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、作業関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	(1) 3名以上の死亡者を生じさせた場合 (2) 3名未満の死亡者を生じさせた場合 (3) 負傷者を生じさせた場合	2箇月 1箇月 2週間
(贈賄) 9 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。) (2) 有資格者の役員(執行役員を含む。)又はその支店若しくは営業所(常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。) (3) 有資格者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	12箇月 9箇月 6箇月
10 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等 (3) 使用人	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等 (3) 刑法又は特別法による使用人の逮捕等	9箇月 6箇月 3箇月
11 次の(1)又は(2)に掲げる者が県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 (1) 代表役員等 (2) 一般役員等	(1) 刑法又は特別法による代表役員等の逮捕等 (2) 刑法又は特別法による一般役員等の逮捕等	9箇月 3箇月
(独占禁止法違反行為) 12 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき(次号に掲げる場合を除く。)	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕 (2) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令	16箇月 12箇月
13 県発注作業に関し、独占禁止法第3条又は第8条第	(1) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役	

<p>1号に違反し、公正取引委員会による刑事告発、排除措置命令若しくは課徴金納付命令がなされたとき、又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人が逮捕されたとき。</p>	<p>員等若しくは使用人の逮捕であつて、当該作業に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕 イ 一般役員等の逮捕 ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) 公正取引委員会による刑事告発又は代表役員等、一般役員等若しくは使用人の逮捕((1)に掲げる場合を除く。)</p> <p>(3) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令</p>	<p>36箇月 30箇月 24箇月 24箇月 18箇月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合)</p> <p>14 代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(次号に掲げる場合を除く。)</p>	<p>(1) 代表役員等の逮捕等 (2) 一般役員等の逮捕等 (3) 使用人の逮捕等</p>	<p>16箇月 14箇月 12箇月</p>
<p>15 県発注作業に関し、代表役員等、一般役員等又は使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>(1) 当該作業に地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受けるものが含まれる場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等</p> <p>(2) (1)以外の場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等 ウ 使用人の逮捕等</p>	<p>36箇月 30箇月 24箇月 24箇月 21箇月 18箇月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>16 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、作業の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>(1) 県発注作業における不正又は不誠実な行為</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>(ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ その他法令違反があった場合</p> <p>ウ 正当な理由がなく落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損なう行為があった場合</p> <p>(2) 県内における不正又は不誠実な行為(県発注作業における場合を除く。)</p> <p>ア 法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。</p> <p>(ア) 代表役員等の逮捕等 (イ) 一般役員等又は使用人の逮捕等</p> <p>イ その他法令違反があった場合</p> <p>(3) 県外において、法令違反の容疑で逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合</p> <p>ア 代表役員等の逮捕等 イ 一般役員等の逮捕等</p> <p>(4) 公正取引委員会による排除措置命令又は課徴金納付命令において、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反した事実が認められるなど、作業の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合</p> <p>ア 県発注作業に関する場合 イ 県発注作業以外の業務に関する場合</p>	<p>9箇月 4箇月 2箇月 1箇月 6箇月 3箇月 1箇月 6箇月 2箇月 18箇月 12箇月</p>

17 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、作業の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。	(1) 県内におけるもの	
	ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合	9箇月
	イ その他の場合	3箇月
	(2) 県外におけるもの	
	ア 特に悪質性及び社会的影響が大きいと認められる場合	6箇月
	イ その他の場合	1箇月

注 「重傷者」とは、30日以上の治療を要する負傷者をいう。

第2 指名停止期間の始期等の運用

- (1) 指名停止要領第3条から第4条までの規定により有資格者について指名停止を行う場合の指名停止期間の始期は、原則として指名停止の措置の決定があった日の翌日とする。
- (2) 極めて重大な措置要件に該当した有資格者を速やかに指名の対象から除くため、指名停止の措置の決定までの間、あらかじめ指名の対象から除く措置を講じた場合の指名停止期間は、指名停止要領別表各号に規定する期間から当該指名の対象から除く措置を講じた期間に相当する期間を減じた期間とする。

第3 下請負人に対する指名停止の運用

下請作業に関して指名停止事由が発生した場合、指名停止要領上の責任は、第一義的には元請負人が負うものであること。この場合において、指名停止要領第4条の規定により下請負人について指名停止を行うときの指名停止期間は、原則として元請負人の期間と同じ期間とする。

第4 契約違反に係る指名停止の運用

第1の表第4号(1)の措置要件に該当した場合において、請負者が、事由を明らかにせずに、契約の解除を申し出たことにより当該契約を解除したときの指名停止期間は、青森県森林整備作業に係る指名競争入札参加者の資格審査等に関する要領(平成19年3月27日付け青林第1186号)により認定を受けた資格の有効期間の末日までとする。この場合において、指名停止期間が指名停止要領別表第4号に規定する長期を上回るときは、指名停止要領第7条第2項の規定を適用するものとする。

ただし、契約の解除を申し出た事由が明らかに消滅したと認められる場合には、指名停止要領第9条第1項の規定により指名停止期間を短縮することができる。

第5 工事事故に係る指名停止等の運用

- (1) 県発注作業における事故について、安全管理の措置が不適切であると認められるのは、次のア又はイの場合とする。
 - ア 発注者が設計図書等により具体的に示した事故防止の措置を請負人が適切に措置していない場合、又は発注者の調査結果等により当該事故について請負人の責任が明白である場合
 - イ 当該作業の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合
- (2) 一般作業における事故について、安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、当該作業の現場代理人等が刑法、労働安全衛生法等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合とする。
- (3) 県発注作業における事故について、(1)に該当しない場合であって、次のいずれかに該当するときは、指名停止要領第14条の規定による措置を行うものとする。

- ア 請負人が労働基準監督署から是正勧告書の交付を受けた場合
- イ 重傷者又は死亡者を生じさせ、かつ、請負人が労働基準監督署から指導票の交付を受けた場合
- ウ 死傷者を生じさせた場合又は県民生活に損害を与えた場合であって、社会的影響が大きいと判断されるとき。

第6 贈賄に係る指名停止の運用

第1の表第9号、第10号又は第11号の措置要件に該当した場合において、当該贈賄が公共調達に係るものであるときの指名停止期間は、公共調達に係らないものであると想定した場合の期間の2倍まで延長するものとする。この場合において、指名停止期間が指名停止要領別表第9号、第10号又は第11号に規定する長期を上回るときは、指名停止要領第7条第2項の規定を適用するものとする。

第7 独占禁止法違反等に係る指名停止の運用

- (1) 指名停止要領第9条第2項については、第1の表第13号(1)又は第15号(1)のいずれかに該当した場合にのみ適用できるものとする。
- (2) 第1の表第12号又は第13号の措置要件に該当した場合において、独占禁止法第7条の2第10項から第12項までの規定による課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1の期間とする。この場合において、指名停止の期間が指名停止要領別表第12号又は第13号に規定する期間の短期を下回るときは、指名停止要領第7条第1項の規定を適用するものとする。